

佐賀県告示第 376 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 30 年 9 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
より添いとたい話の診療所	佐賀市鍋島町大字森田 1148 番地	平成 30 年 5 月 1 日
さかえまち整形外科	佐賀市栄町 2 番 8 号	〃
にしかわ整形外科クリニック	小城市三日月町長神田 2171 - 5	平成 30 年 6 月 1 日
基山薬局	三養基郡基山町宮浦 186 番地 65	〃
鹿毛診療所	〃	平成 30 年 6 月 4 日